

# 海津警察署の方が本校駐輪場にて 交通安全啓発活動を行いました。

令和6年 12月4日  
岐阜県立海津明誠高等学校

11月27日（水）8時から、本校駐輪場にて海津警察署の方が、自転車通学の生徒を対象に交通安全啓発活動を行いました。

自転車で登校してきた生徒にチラシを配付し、改正された道路交通法の内容を説明して違反をしないよう指導していただきました。また、自転車通学の生徒以外にも周知するよう、チラシを教室に掲示しました。



**令和6年11月1日 道路交通法の改正**  
**自転車の危険な運転に  
新しく罰則が整備されました**

**運転中ながらスマホ**      **酒気帯び運転および帮助**

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。  
※停止中の操作は対象外

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、**6月以下の懲役又は10万円以下の罰金**  
交通の危険を生じさせた場合、**1年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

違反者は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**  
自転車の提供者は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**  
酒類の提供者・同乗者は、**2年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

**「運転中ながらスマホ」、「酒気帯び運転」は  
自転車運転者講習制度の対象になります。**

**自転車運転者講習制度**

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反（危険行為）を反復して行った者は講習制度の対象となります。\*受講命令違反 5万円以下の罰金

**危険行為** 信号無視、指定場所一時不停止、遮断路切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

**重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。**